

よくわかる！金融商品会計 第16回

2021年10月4日

全4頁

ヘッジ会計③

繰延ヘッジ会計・時価ヘッジ会計の会計処理

金融調査部 研究員 斎藤航

第16回では、繰延ヘッジ会計・時価ヘッジ会計の会計処理例について見ていきます。

繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計

今回は、繰延ヘッジ会計・時価ヘッジ会計の会計処理例について説明します。[第14回](#)で説明した通り、ヘッジ会計には、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計の大きく2種類があります。

[第14回](#)の復習になりますが、ヘッジ手段であるデリバティブは基本的に期末に時価で評価し、評価差額を当期の損益として損益計算書に計上します。しかし、ヘッジ対象は毎期末に時価で評価するものばかりではありません。従って、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を損益計算書に計上する時期が一致していない場合があります、このようなケースでは、ヘッジ対象とヘッジ手段で損益の計上時期が異なるために、損益が相殺されている実態をうまく会計に反映できないという問題がありました。

そこで、会計上の取扱いを実態に近づけるために、金融商品会計基準では、以下の2通りの方法が認められています。

- ① ヘッジ手段の損益計上時期をヘッジ対象の損益計上時期とあわせる（繰延ヘッジ会計）
- ② ヘッジ対象の損益計上時期をヘッジ手段の損益計上時期とあわせる（時価ヘッジ会計）

ただし、繰延ヘッジ会計が原則的な方法です。時価ヘッジ会計はヘッジ対象がその他有価証券である場合にのみ認められています。[第10回](#)で説明した通り、その他有価証券は、時価の変動による差額を当期の損益として計上せず貸借対照表の純資産に計上することが認められています。そこで、時価ヘッジ会計を適用する場合は、当期の損益を貸借対照表に計上せず、損益計算書に計上しその期の損益とすれば、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益を損益計算書に計上する時期が一致し、損益が相殺されている実態を表現できるからです。

会計処理例

それでは、ヘッジ会計を適用した場合の会計処理例を見ていきます¹。X社がA社発行の固定利付社債を購入し、これをその他有価証券に区分したとします。購入と同時に、当該社債の金利変動による価格変動リスクをヘッジするため、固定金利で支払い・変動金利で受け取る金利スワップを締結しました。

社債には、金利が上昇すれば、価格が下がるという関係があります。一方で、金利が上昇した場合、固定金利で支払い・変動金利で受け取る金利スワップでは、支払い金利は固定で変わらず、受取り金利は金利上昇で高くなるため、結果として金利スワップの価値も高くなります。そのため、固定金利で支払い・変動金利で受け取る金利スワップ（ヘッジ手段）を用いることで、金利上昇による社債（ヘッジ対象）の価格下落リスクをヘッジすることができます。

その後、決算日を迎えたとし、その他有価証券と金利スワップの決算日の時価はそれぞれ図表の通りとします。

図表 会計処理例の前提条件（単位：円）

	その他有価証券	金利スワップ
取得原価	10,000	0
時価変動額	▲100	100
期末時価	9,900	100

（注1）▲は時価変動額がマイナスであることを表します。

（注2）その他有価証券の時価変動額はすべて金利上昇による影響とします。

（出所）日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」をもとに大和総研作成

① ヘッジ会計を適用しない場合の決算日の会計処理

まず、ヘッジ会計を適用しない場合の決算日の会計処理を確認します。例えば、X社が3月決算であれば、決算日である3月末に、その他有価証券と金利スワップそれぞれを時価評価する必要があります。しかし、金利スワップの時価変動額を当期の損益として計上する一方、その他有価証券の時価変動額は当期の損益として計上しないことで、損益計上時期が一致せず、損益が相殺されている効果をうまく表現できていません。

¹ 金融商品会計に関する実務指針 設例18をもとに作成しました。ただし、会計処理例を簡単にするため、信用悪化によるその他有価証券の時価への影響は考慮せず、ヘッジ手段がヘッジ対象の相場変動を100%ヘッジすると仮定しています。また、税効果も考慮していません。

【その他有価証券の決算日における時価評価】

全部純資産直注法による会計処理の場合、時価変動額がマイナスのとき、借方に「その他有価証券評価差額金」という科目を用い、純資産の減少として計上します。同時に、それに対応する形で、貸方に「その他有価証券」を同額計上し、その他有価証券の帳簿価額を減らします（[第11回](#)参照）。その他有価証券の時価変動額は当期の損益として計上されていません。

(借方)		(貸方)	
その他有価証券 評価差額金	100円	その他有価証券	100円

【金利スワップの決算日における時価評価】

金利スワップの時価変動額 100 円がプラスなので、100 円を収益（貸方）として計上すると同時に、金利スワップ（資産）として借方にも同額計上します（[第13回](#)参照）。金利スワップの時価変動額は当期の損益として計上されています。

(借方)		(貸方)	
金利スワップ(資産)	100円	スワップ評価損益	100円

② 繰延ヘッジ会計を適用した場合の決算日の会計処理

【その他有価証券の決算日における時価評価】

ヘッジ対象であるその他有価証券の決算日における時価評価の会計処理は①と同様です。

(借方)		(貸方)	
その他有価証券 評価差額金	100円	その他有価証券	100円

【金利スワップの決算日における時価評価】

本来は、①のように金利スワップは決算日に時価評価を行い、時価変動額を損益計上します。しかし、繰延ヘッジ会計では、[第14回](#)で説明したように、ヘッジ手段である金利スワップの損益計上をせず、損益にあたる額を「繰延ヘッジ損益」という科目を用い、純資産に計上することで、損益を繰り延べます。そうすることで、ヘッジ対象であるその他有価証券と同様、金利スワップも時価変動額を当期の損益とせず、その他有価証券が損益を認識するときに金利スワップの損益を認識することで、相殺の効果を表現できるようになります。

(借方)		(貸方)	
金利スワップ(資産)	100円	繰延ヘッジ損益	100円

③ 時価ヘッジ会計を適用した場合の決算日の会計処理

【その他有価証券の決算日における時価評価】

本来、純資産に計上するその他有価証券の時価変動額を、「有価証券評価損益」という科目を用い、当期の損益として計上します。そうすることで、ヘッジ対象であるその他有価証券と、ヘッジ手段である金利スワップの両方が当期に損益計上され、それぞれの損益が相殺されている実態をうまく表現できます。

(借方)		(貸方)	
有価証券評価損益	100円	その他有価証券	100円

【金利スワップの決算日における時価評価】

ヘッジ手段である金利スワップは①と同様に時価評価を行い、時価変動額を当期の損益として計上します。

(借方)		(貸方)	
金利スワップ(資産)	100円	スワップ評価損益	100円

以上、ヘッジ会計の会計処理例を見てきましたが、ヘッジ会計はその適用を中止、または終了する場合があります。今回は、ヘッジ会計の中止と終了について説明します。

(次回予告：第17回 ヘッジ会計④)

以上